

四日市港管理組合公報

第908号

平成24年12月17日

月曜日

目次

監査委員公表

○監査結果の公表

(監査委員) 1

監査委員公表

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成24年11月8日までに実施しました平成24年度定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成24年12月17日

四日市港管理組合

監査委員 植田十志夫

監査委員 中川雅晶

第1 監査の概要

1 監査の対象

予算の執行、財産の管理等が適正かつ効率的に処理されているかを主眼とし、これに関連する事務事業の執行等を監査の対象としました。

2 監査の実施箇所

(経営企画部)

経営企画課、振興課、管理課、伊勢湾連携プロジェクト、整備課

(室・局)

出納室、議会事務局、監査委員事務局

3 監査の実施期日及び方法

監査委員による実地監査は、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等により行われた事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、当管理組合において関係者から事情聴取を行うなどにより平成24年11月7日及び8日に実施しました。

第2 監査の結果及び意見

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事務事業の執行等については、一部に改善・是正を要するものがあったが、概ね適正に処理、執行されていた。所属ごとの監査の意見は次のとおりであるので、速やかに適切な措置を講じられたい。

事務事業の執行に関する意見

〔経営企画部〕

経営企画課

(1) 職員の採用等について

平成24年度の四日市港管理組合の職員構成については、プロパー職員の比率が全体の約26%で他は国、三重県及び四日市市からの派遣職員である。またプロパー職員の配置は管理課が主で、総務、企画等事務方のほとんどが県・市からの派遣職員で占められている。しかし、県・市の職員は人事異動により数年で県あるいは市に戻ってしまうことを考えると、四日市港管理組合を将来にわたり継続的に支えていくプロパー職員の果たす役割は非常に重要であると考えられる。そこでプロパー職員の採用については、全体の年齢バランス等を考慮しながら、計画的に行うよう努められたい。また、プロパー職員の配置については、人材育成の観点から経営企画課等にも行うとともに、管理職への登用については能力に応じた任用に努められたい。

(2) 委託契約業務の確認等について

委託業務の履行確認については、日報等を提出させるなど定期的に確認がされているところであるが、引き続きマニュアル等チェックポイント管理の徹底、また上司による牽制も含めたダブルチェック体制を徹底することで、委託業務の品質の担保や事故の防止に努められたい。

(3) 工事・委託契約について

公共工事等の入札・契約手続は三重県の制度に準じて要綱・要領の改正を行い、それらに基づいて処理がされている。これらの公共工事等に係る入札・契約事務にあたっては、県内地元業者の育成を図りつつ、競争性・公平性を十分確保するとともに、特に物件関係（物品・業務委託）における入札については、より広く関係者

に入札情報を提供できるよう、告知方法及び入札方法等を検討し、競争性の確保に努められたい。

(4) 関係団体の負担金について

平成23年度には、港湾関係機関との連絡調整、情報収集のため、総額約147万円の各種負担金を支出している。これは団体等が持つ様々な情報やノウハウを活用するためであるが、負担金を払う以上、その効果などを毎年検証し、その必要性及び負担金額の妥当性についてチェックされたい。

(5) 組織における危機管理について

管理組合での正規職員2人態勢で事務を執行している少数所属において、病気あるいは事故等により欠員が生じた場合の危機管理上の対応について、検討されたい。

(6) 財産管理について

管理組合所有の土地、建物及び借受財産管理については、実査による確認と上司による牽制も含めたダブルチェック体制を徹底し、適正な財産管理に努めるとともに、行政・普通財産の財産区分についても、区分の検討に努められたい。

(7) 貸事務所の空き部屋対策について

テナント入居率の向上を図ることは、自主財源の確保に資するものである。ポートビルでは、現在3～6階を事務所として貸し出しているが、貸事務所については、現在5部屋の空き部屋がある状態である。空き部屋対策については、組合ホームページ、あるいは四日市港ニュースに掲載するなど、勧誘に努めているところではあるが、他の課に協力依頼を求めるなど、全庁的にPR、入居勧誘を働きかけることで、空き部屋が解消されるよう努められたい。

振興課

(1) ポートセールス等の貨物集荷について

貨物集荷のために従来から国内・国外へのポートセールス等に取り組んできているが、平成23年は中国（赤湾）等新たに3航路が開設されるなど航路サービスが拡充されたことにより、外貿コンテナ取扱貨物量は172,050TEUと過去最高を記録する結果となった。しかしながら、昨年3月11日に発生した東日本大震災や円高、あるいは日中間における政治緊張の影響など平成24年以降の四日市港を取り巻く環境は依然厳しい状況となることが予想される。そのような中、集荷対策への取り組みの重要性はこれまで以上に増すものと考えられる。

そのため、従来から実施している各種セミナーや説明会の開催等ポートセールス活動については、今までの活動の中身を分析し、また県市と連携をとりながら引き続き取り組まれるとともに、職員の異動や配置に意を配し、荷主等関係企業への対応が継続的に行われるよう検討されたい。

特に「グリーン物流促進補助制度」については、平成23年度は円高やタイの洪水等の外部要因が大きく影響したことにより、認定に対する補助執行率が6割程度という結果であった。同制度は、平成20年度の制度開始から4年が経過しているところであり、この機会に荷主企業等が制度をより良く利活用してもらえるよう、制度の仕組みについて検討されたい。

また、航路誘致補助制度について、平成23年度は実績がなかったが、平成22年3月から休止されている北米等の基幹航路の復活及び荷主等からのニーズが高い中国華北・華中航路の新規開拓に向け船会社等への積極的な働きかけに引き続き取り組まれたい。

(2) 負担金について

四日市港の利用拡大に向けた取り組みに資するため、四日市港利用促進協議会へ450万円の負担金を支出しているが、負担金を払う以上、その効果などを毎年検証し、

その必要性及び負担金額の妥当性についてチェックされたい。

(3) 委託契約業務の確認等について

展望展示室の運営に係る委託業務の履行確認については、出勤の確認、日報、あるいは退勤時の業務報告など定期的に確認がされているところであるが、引き続きマニュアル等チェックポイント管理の徹底、また上司による牽制も含めたダブルチェック体制を徹底することで、委託業務の品質の担保や事故の防止に努められたい。

(4) 親しまれる港づくりについて

親しまれる港づくりの取り組みについては、来港者に対する展望展示室での案内及びクリスマスコンサート等イベントの開催、港まつりやみなと講座等様々な活動を開催しているところであるが、展望展示室の社会見学に係るアンケートの活用等により、さらなるPR活動に取り組まれるとともに、各種イベントについても検討に努められたい。また各種パンフレットについても、工夫に努められたい。

(5) 客船の誘致について

平成23年5月に設立された「四日市港客船誘致協議会」により、客船の歓迎訪船等が行われているが、客船誘致は四日市港にとってのメリットは大きく、引き続き積極的に取り組まれたい。

管 理 課

(1) マリーナ仮営業施設について

長年課題となっているマリーナ仮営業施設については、平成21年12月に水域及び港湾施設明渡等請求訴訟を提起しており、平成24年9月には名古屋高等裁判所より伊勢湾マリーナの控訴が棄却されたが、相手方が判決を不服とし名古屋高等裁判所に上告状兼上告受理申立書を提出している状況である。

今後も引き続き四日市市上下水道局と十分な連携・協議のうえ、解決を図るとともに、判決後の対応についても速やかに対処できるよう検討を進められたい。

(2) 委託契約業務の確認等について

委託業務の履行確認については、担当者が定期的に現場確認等を行いチェックしており所属長の抽出検査も実施されているところであるが、引き続きマニュアル等チェックポイント管理の徹底、また上司による牽制も含めたダブルチェック体制を徹底することで、委託業務の品質の担保や事故の防止に努められたい。

(3) 港湾施設使用料等の改定について

港湾施設使用料等の改定については、原価計算も考慮しつつ平成22年度は現状維持としたところであるが、引き続き今後も、他港の使用料も勘案しつつ、全序的に港湾振興に効果的な使用料価格等の検討に取り組まれたい。

(4) 放置艇について

四日市港において、現在300強の放置艇があり、災害が起った際には2次災害を引き起こす可能性がある。放置艇の問題については、早期に着手しないと将来的に解決が難しくなることから、国及び関係団体等と連携しながら、解決に向け全序的に検討されたい。

伊勢湾連携プロジェクト

(1) 特例港湾運営会社の指定について

伊勢湾連携プロジェクトにおいては、平成23年4月の港湾法一部改正により、平成26年9月までに四日市港において特例港湾運営会社の指定の申請を行うよう取り組んでいるところである。スケジュール以外でも作業の進捗については困難が想定されるところであるが、引き続き事業の推進に取り組まれたい。

整備課

(1) 事業の明許縢越について

港湾整備は大規模、長期にわたる事業となり、国との協議、技術審査など関係機関との調整等に時間を要するものが多いことなど、やむを得ない面があるものの、計画的な事業執行を行うことにより、できる限り縢越事業の抑制に努められたい。

(2) 委託契約業務の確認等について

工事請負、委託業務の履行確認については、担当者マニュアル等で実査、確認を実施し、重要な場合には上司の立会いも実施されているところであるが、引き続きマニュアル等チェックポイント管理の徹底、また上司による牽制も含めたダブルチェック体制を徹底することで、委託業務の品質の担保や事故の防止に努められたい。

(3) 防災・減災対策について

東海、東南海、南海地震による津波の発生が懸念される中、防潮扉については、その津波時における全ての防潮扉の開閉等について、地元自治会等と津波協定を締結したところである。自助・共助の点からもこの協定は重要であるが、一方で地元住民の方に過剰な負担がかからないよう検討に努められたい。また、管理組合では、平成23年度に公共の係留施設及び橋梁等の77施設を対象にした維持管理計画書を策定されたところであるが、今後は同計画書を踏まえ、優先順位を付けて計画的に修繕等の整備を進められたい。

(4) 関係団体の負担金について

平成23年度には、防災・環境関係団体へ、総額約72万円の各種負担金を支出している。これは団体等が持つ様々な情報やノウハウを活用するためであるが、負担金を払う以上、その効果などを毎年検証し、その必要性及び負担金額の妥当性についてチェックされたい。

(5) 浚渫土の処分について

現在浚渫した土砂は石原地区に投入されているところであるが、長期的な視点のもとに今後の浚渫土の処分先を検討されたい。

[室・局]

出 納 室

(1) 資金運用について

管理組合の資金管理については、法令、規則に従い、正確かつ適正な処理を行い、あわせてペイオフ対策への対応なども適切に実践されているところであるが、今後も引き続き適切な資金管理に努められるとともに、より高い運用益の回収や、日常資金残高極小化への取組みなど、さらに効果的効率的な資金運用について研究されたい。

(2) 物品の管理について

5万円以上の備品については、備品台帳により管理され、年1回出納室による会計実地検査を行っているところであるが、平成23年度には「物品管理状況一覧表」を各課で作成するようにしたところである。今後も、引き続き盜難紛失等の事故を未然に防ぐため、現物の実査による確認、抽出実査など上司による牽制等管理体制の強化に努められたい。特に現物確認においては、員数の確認に留まらず、利用状況、安全状況、品質状況についても確認するよう努められたい。

(3) 会計事務体制の強化について

出納室の現在の体制は正規職員2人と臨時職員1人であるが、この体制で支出等の事務を全てチェックするのは困難だと推測される。そのため、支出等の事務については原課においてチェック機能を働かせる必要があるが、職員において当該会計事務知識の低下が見受けられるため、出納室主導のもと会計知識を習得する研修等

の開催に努められたい。

議会事務局

(1) 事務局の充実について

三重県議会や四日市市議会の議会改革の流れを受けて、四日市港管理組合議会においても、平成22年1月から議員報酬を月額から日額に変更するなど議会活動の充実や改善に向けた取り組みが進められている。

今後も、時代の流れを踏まえて、議員活動がより一層効率的・効果的に行われるよう、県議会・市議会はもとより港湾を管理する他の一部事務組合議会の情報収集を行うとともに、必要な専門知識の修得のため研修等への積極的な参加に努められたい。

(2) 海外視察調査等について

議員による海外視察調査等については、今後も引き続き、費用に見合う十分な成果を発揮できるよう効率的な調査や行程等に留意されるとともに、今後の航路誘致等に後押しできるような調査先の選定についても検討されたい。

監査委員事務局

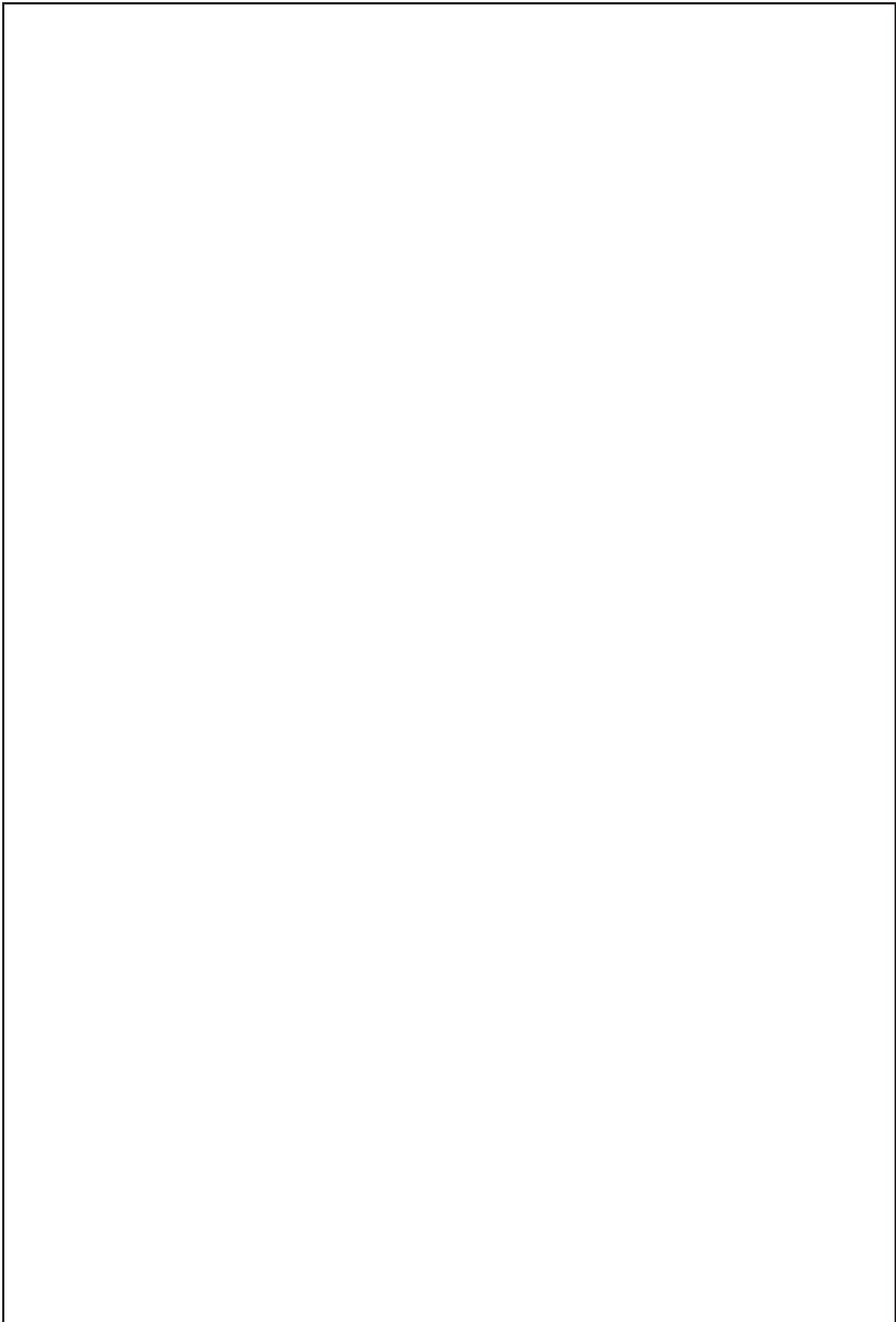
(1) 事務局の充実について

事務局は監査委員の指揮の下で、主に毎月の例月出納検査のほか、毎年度、各課の予備監査・定期監査とそれらの総括となる決算審査等、監査委員による監査の事務補助を行うことが大きな使命である。今後とも研修等への積極的な参加により、必要な知識の修得に努めるとともに、特に県・市の監査動向のほか、行政に関する新聞報道等についても、日頃から情報の収集に努められたい。

平成24年12月17日

四日市港管理組合公報

第908号



購 読 料

年間 3,120円

(月額 260円)

平成24年12月17日発行

四日市市霞2丁目1番地の1

(電話 代表 059(366)7006)

四 日 市 港 管 理 組 合